

熊本県公報

号外 第 2 8 号
平成 29 年 8 月 23 日 (水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康福祉政策課) 1

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 9 年 8 月 2 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則 2 4 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本県災害救助法施行細則 (昭和 5 2 年熊本県規則第 6 7 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (1) イ中「、又は天幕の設営」を「、天幕を設営し、又はその他の適切な方法」に改め、同表の 1 (1) ウを次のように改める。

ウ 「避難所」設置のため支出できる費用は、「避難所」の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 3 2 0 円以内とすること。

別表第 1 の 1 (1) エ中「する」の次に「こと」を加え、エをカとし、同表の 1 (1) ウの次に次のように加える。

エ 「福祉避難所」(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

オ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

別表第 1 の 1 (2) を次のように改める。

(2)

イ 応急仮設住宅
「応急仮設住宅」は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものであること。

ア

建設型仮設住宅
(ア) 「建設型仮設住宅」の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当なる公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(イ) 「建設型仮設住宅」の規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実地が地域の世帯構成等に応じて定め、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費とし、5,516,000 円以内とすること。

(ウ) 「建設型仮設住宅」を同一敷地内又は近接する地域内に、おおむね 5 0 戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、5 0 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(エ) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を「建設型仮設住宅」として設置できること。

(オ) 「建設型仮設住宅」については、災害発生の日から 2 0 日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(カ) 「建設型仮設住宅」を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 8 5 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとすること。

(キ) 「建設型仮設住宅」の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

イ 借上型仮設住宅

(ア) 「借上型仮設住宅」の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてア(イ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(イ) 「借上型仮設住宅」は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(ウ) 「借上型仮設住宅」を供与できる期間は、ア(カ)と同様の期間とすること。

別表第 1 の 2 (1) ア中「、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同表の 2 (1) ウ中「1, 110 円」を「1, 130 円」に改め、同表の 2 (1) エただし書を削り、同表の 3 (1) 中「船舶の遭難等」を「全島避難等」に、「喪失し、又は損傷し」を「喪失又は損傷等により使用することができず」に改め、同表の 3 (3) 中「額の範囲内」を「額以内」に改め、同表の 3 (3) アの表中「53, 000 円」を「52, 900 円」に、「55, 000 円」を「54, 900 円」に、「64, 300 円」を「64, 200 円」に、「80, 900 円」を「80, 800 円」に改め、別表第 1 の 6 (2) 中「576, 000 円」を「574, 000 円」に改め、同表の 7 (3) 中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同表の 8 (1) 中「床上浸水により学用品を喪失又は損傷し」を「床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同表の 8 (3) イ(ア)中「4, 300 円」を「4, 400 円」に改め、同表の 8 (3) イ(イ)中「4, 600 円」を「4, 700 円」に改め、同表の 8 (3) イ(ウ)中「5, 000 円」を「5, 100 円」に改め、同表の 9 (3) 中「210, 400 円」を「210, 200 円」に、「168, 300 円」を「168, 100 円」に改め、同表の 12 (2) 中「1 世帯当たり 134, 800 円」を「市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 135, 100 円」に改め、同表の 13 (1) ア中「避難」の次に「に係る支援」を加える。

別表第 2 のその 1 の表中「17, 700 円」を「20, 900 円」に、「16, 500 円」を「19, 400 円」に、「16, 700 円」を「19, 700 円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の熊本県災害救助法施行細則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以降に発生した災害の救助について適用し、同日前に発生した災害の救助については、なお従前の例による。